

損害賠償の額の決定の専決処分について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年9月2日提出

高山市長 田 中 明

記

No.	項 目	内 容		
1	発生時期・場所	令和6年7月2日 午前7時20分頃 高山市上宝町双六1番地2（林道双六～瀬戸線）		
	事故の概要	道路に倒れていた樹木による走行中の車両破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (ボンネット他)	
	被害総額・市の過失割合	—	131,000円・100分の20	
	賠償金	—	26,200円	
	内 訳	保 険 金	—	16,200円
		一 般 財 源	—	10,000円
専決年月日	令和6年8月8日 地方自治法第180条第1項			
2	発生時期・場所	令和6年7月8日 午後1時45分頃 高山市山田町831番地44（飛驒特別支援学校敷地内）		
	事故の概要	後退した学校給食配送車によるエアコン室外機の破損事故		
	相手方	[REDACTED]		
	事故の種類	人 身	物 損 (エアコン室外機)	
	被害総額・市の過失割合	—	355,146円・100分の100	
	賠償金	—	355,146円	
	内 訳	保 険 金	—	355,146円
		一 般 財 源	—	0円
専決年月日	令和6年8月19日 地方自治法第180条第1項			